

「豊橋市不良な生活環境の解消に関する条例(案) (いわゆるごみ屋敷条例)」の制定について

1 不良な生活環境

家屋やその敷地にごみなどを溜めこむことにより悪臭や害虫が発生するいわゆる「ごみ屋敷」や、住宅地に隣接した空き地等の雑草や樹木の繁茂により、衛生上、防災上、防犯上の支障が生じる程度に不良な状態に陥っている状態をいいます。

2 不良な生活環境の解消

土地や建物等の管理は、所有者や管理者の責任です。ごみ屋敷等の不良な生活環境を生じさせないように適正な管理に努めなければなりません。また、既に不良な生活環境を生じさせている場合には、速やかにその状態を解消しなければなりません。

3 不良な生活環境を解消するための支援

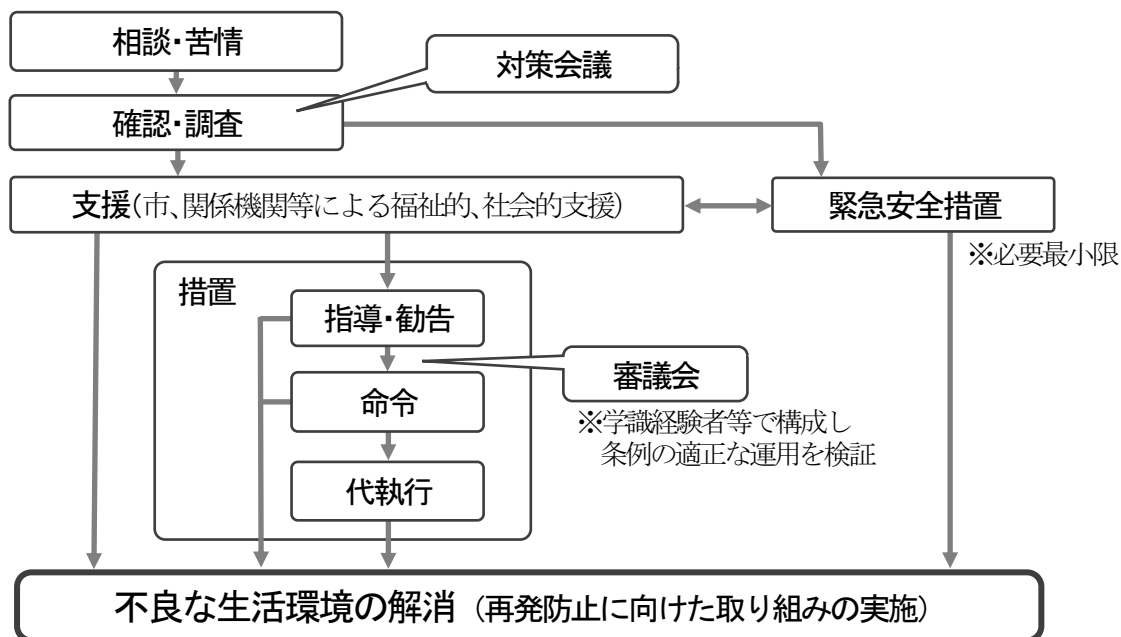
不良な生活環境を解消する責任は、原則、その原因者にあります。しかし原因者だけでは解消が著しく困難であると認められるときには、市や関係機関などが協力して支援を行います。

4 条例のできること

調査や立入の権限、氏名の公表や過料の徴収、代執行によるごみの撤去等と費用の請求

5 対応フロー

福祉的・社会的な支援を基本とし、必要に応じて措置や緊急安全措置を行います。



6 スケジュール

令和元年9月議会で上程し、可決されれば、4月から施行の予定